

習志野市ごみの出し方冊子広告掲出取扱に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、習志野市広告物掲出の取扱に関する基本要綱（平成16年4月27日制定、以下「基本要綱」という。）第5条の規定に基づき、習志野市（以下「市」という。）が発行するごみの出し方冊子の広告掲出に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみの出し方冊子 市民が日常必要とするごみの分け方、出し方を案内するために作成するもので、全戸および転入者に配布する冊子をいう。
- (2) 広告主 ごみの出し方冊子へ広告を掲出する者をいう。

(広告主の募集)

第3条 市は、広告主を募集するものとする。

- 2 ごみの出し方冊子への広告掲出を担当する課（以下「担当課」という。）は、広報習志野、市ホームページ等で広告主を募集するものとする。

(掲出位置及び掲出募集枠、掲出料)

第4条 広告の掲出位置は、原則として担当課が指定する位置に掲出するものとする。

- 2 広告の規格、掲出料等は次のとおりとする。

広告名	規格（縦×横 c m）	刷色	掲出料
1号広告	3.0 × 8.5	4色カラー	5万円
2号広告	3.0 × 17.5	4色カラー	10万円

- 3 前項に規定する掲出料の納入は、基本要綱第9条第1項による。

(広告掲出の申請及び決定)

第5条 広告主は、市長に対し習志野市ごみの出し方冊子広告掲出申請書（別記第1号様式）によりあらかじめ申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、習志野市ごみの出し方冊子広告掲出等決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(広告の作成費用及び提出)

第6条 広告は、広告主の負担により作成するものとする。

- 2 提出形式は原則としてG I F形式またはJ P E G形式で作成し、電子記録媒体により担当課に提出しなければならない。提出された電子記録媒体は原則として返却しない。
- 3 ごみの出し方冊子広告のデザイン等は、基本要綱第3条第1項各号の規定に該当しないことのほか、ごみの出し方冊子のイメージを損なうことがないようにしなければならない。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成21年10月13日から実施する。

附 則

この基準は、平成22年7月20日から実施する。

別記 第1号様式（第5条第1項）

習志野市ごみの出し方冊子広告掲出申請書

平成 年 月 日

習志野市長 あて

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

連絡先

担当者／部署

次のとおり、習志野市ごみの出し方冊子への広告掲出を申請します。

記

(□の該当する箇所にレ点を入れてください)

広告の種類	☐ 1号広告 (縦3.0cm×横 8.5cm) ☐ 2号広告 (縦3.0cm×横17.5cm)
広告の内容	
備考	

※習志野市暴力団排除条例に基づき、習志野警察署に意見照会することがありますので、ご了承のうえお申込みください。

第2号様式（第5条第2項）

習志野市ごみの出し方冊子広告掲出等決定通知書

平成 年 月 日

様

習志野市長

平成 年 月 日に申請のありました広告の掲出について、次のとおり決定したので通知します。

記

決定区分	☐ 掲出する	
	☐ 掲出しない 理由 ()	

広告掲出に当たっての留意事項

広告掲出料	円
納付期限	平成 年 月 日まで（納入通知書により納付）
備考	